

介護保険以外の 福祉サービス

福祉サービス

生きがい支援

高齢者リフレッシュ支援事業

市内登録施術所で、健康保険が適用されない、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合に料金の一部を助成する利用券を支給します。

対象者	市内に1年以上住所を有し、次のいずれかに該当する方 ● 満70歳以上の方 ● 満65歳以上70歳未満で、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方
支給枚数	年間18枚（10月から翌年3月までは9枚）
助成額	利用券1枚あたり1,100円
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

高齢者入浴サービス

事業名	白山市高齢者ふれあい入浴事業	白山市高齢者温泉施設利用事業
内容	市内公衆浴場（銭湯）利用の助成券を交付します。（最高12枚）	市民温泉等の利用券を交付します。
対象者	市内居住の65歳以上の方	市内居住の75歳以上の方
入浴料	100円/回	100円/回（平日のみ） ※白峰温泉総湯は200円/回（全営業日）
利用できる温泉	千代野温泉 美川温泉元湯 ほんだ 美川温泉 安産の湯	松任海浜温泉（C.C.Z） 大門温泉センター めおと岩温泉ラクヨウ 新中宮温泉センター バードハミング鳥越 白峰温泉総湯

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

老人福祉センター

高齢者の方の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の普及を図るとともに、各種の相談にも応じ、高齢者の方に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として設置しています。

対象者	市内在住の60歳以上の方
使用料	無料 ただし、入浴施設を利用される方は、使用料として100円が必要です。 ★印は、入浴が利用できる施設です。

名称	住所	電話	休館日
こがね荘	博労二丁目50	☎ 276-3998	水曜日、祝日（敬老の日を除く）12/29～1/3
千代野会館★	千代野東五丁目1-2	☎ 276-7717	日曜日、12/29～1/3
加賀野会館	西柏一丁目37	☎ 275-4160	月曜日、祝日、12/29～1/3
緑寿荘★	平加町ヌ132-1	☎ 278-6040	日曜日、祝日、12/29～1/3
鳥越老人福祉センター★	上野町ト22	☎ 254-2446	土・日曜日、祝日、12/29～1/3

※鳥越老人福祉センターについては、入浴施設がないため、バードハミング鳥越を使用しています。入浴されたい方は、鳥越老人福祉センターの窓口で、入浴利用証を受け取りのうえ、バードハミング鳥越を利用してください。
入浴の利用時間などは、各施設へお問い合わせください。

長寿祝金

多年にわたり社会に尽くしてきた長寿者の労をねぎらうとともに、その長寿をお祝いするため、誕生月に祝金を贈っています。

対象年齢	金額
88歳	20,000円

対象年齢	金額
100歳	100,000円

※ただし、白山市に引き続き1年以上住民登録のある方に限ります。

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

老人クラブ

高齢期の生活を健全で豊かなものとするため、健康の増進と教養の向上を目指すとともにレクリエーション等を通じ地域社会との交流を深めて高齢者の福祉増進を図っています。

問い合わせ 白山市老人クラブ連合会（白山市社会福祉協議会内） ☎ 276-3151
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者に地域社会と連携して知識、経験、技能を生かした「働く場」を提供し、高齢者の能力を生かした、活力ある地域社会づくりを目指しています。

問い合わせ （公社）白山市シルバー人材センター ☎ 275-7604
博労二丁目 50（こがね荘内）

ふれあいサロン

町内会単位等で、地域住民・ボランティアが主体となって地域内で多様な世代の人が交流し、地域のつながりを深めるために「地域ふれあいサロン」を開催しています。ふれあいサロンに参加することで、高齢者の閉じこもり予防、介護予防、認知症予防やリフレッシュを図ります。

問い合わせ 白山市社会福祉協議会 ☎ 276-3151
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

体育施設の利用

65歳以上の方には、市内一部の体育施設の使用料免除や体育施設プールの年間利用券の割引などがあります。利用については、各体育施設へお問い合わせください。

問い合わせ 白山市役所 スポーツ課 ☎ 274-9574
倉光四丁目 22 番地（松任総合運動公園体育館内）

高齢者運転免許証自主返納支援事業

免許を自主返納した方を対象に、支援を行う事業です。

運転免許証の自主返納は、免許センター、白山警察署または、白山警察署鶴来庁舎で手続きできます。

対 象 者	白山市に住民登録のある方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納された 65 歳以上の方
支 援 内 容	次のうちどれか一つ（いずれも 2 万円相当） ● 白山市コミュニティバス「めぐーる」回数乗車券 ● JR 西日本 IC 乗車券「ICOCA（イコカ）」 ● 北陸鉄道バス IC 乗車券「ICa（アイカ）」 ● 石川県タクシー協会共通乗車券
問 い 合 わ せ	白山市役所 地域安全課 ☎ 274-9537

■ コミュニティバス「めぐーる」

高齢者等の外出支援のため、下記対象者の運賃を無料としています。

対 象 者	①白山市に住民登録のある満 70 歳以上の方 ②白山市に住民登録のある満 65 歳以上の運転免許証を自主返納した方 ③身体障害者手帳をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方 ⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ⑥上記の③～⑤の対象者の付き添いで「めぐーる」に乗車した方 （手帳所持者 1 人につき 1 人） ※①、②の方は、事前に申請が必要ですので、お問い合わせください。 ※③～⑤の方はバスの降車時に対象の手帳を提示すれば、無料になります。 申請は不要です。
問 い 合 わ せ	白山市役所 交通対策課 ☎ 274-9548

自立支援サービス

■ ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

心身の障害等のため、自分で調理できず、買い物にも行けない、また家族などから食事の提供を受けることが困難な方に、栄養バランスのとれた弁当を自宅までお届けし、配食時における安否確認を行います。

対 象 者	ひとり暮らし高齢者の方、高齢者のみ世帯の方、またはこれに準ずる世帯の高齢者及び身体障害者の方で安否確認が必要な方
配 食 回 数	毎日 2 食（昼・夕食）
助 成 額	300 円／1 食
問 い 合 わ せ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

■ お元気ですか訪問事業

75 歳以上のひとり暮らし高齢者等、見守りが必要と思われる方に対し、社会的孤立を防ぎ誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、配食サービスや生活物品持参による声掛け・見守り活動などを行っています。

問 い 合 わ せ	白山市社会福祉協議会 ☎ 276-3151 倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）
-----------	--

救急医療情報キット

万一の救急時に備えて、医療情報等を準備し、救急時に活用するものです。

救急時に、本人の状況に応じて救急隊員が、その記載された情報を元に適切な処置をとることが出来るように、「かかりつけ医」などの医療情報や、「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅内に準備しておきます。

対象者 65歳以上の高齢者の方や障害者の方
日中独居となり救急時の対応に不安の方

費用の負担 無料（世帯につき1セット）

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

緊急通報体制整備事業

急病や火災などの緊急時の通報体制として、自宅に通報装置、安否センサー、火災警報器を設置して、安全で安心できる生活を支援します。

対象者 在宅で、日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方および身体障害者のみ世帯の方

費用の負担 市民税課税世帯 400円／月額
市民税非課税世帯 200円／月額 ※生活保護受給世帯は自己負担なし
※自宅に固定電話がない場合は別途1,100円／月額

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

生活支援サポーター

地域のボランティアが、生活のちょっとした困りごとの支援を行います。利用その他の生活相談については、各地域包括支援センターへお問合せください。

対象者 在宅の概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみ世帯の方で、生活の支援が必要な方

支援内容

- 買い物代行、店内同行（車への同乗はできません。）
- 散歩、社会参加の付き添い（身体介護はできません。）
- 見守り、声掛け、話し相手 ● 電球、蛍光灯の交換
- 資源ごみの仕分け、ごみ出し ● 代読、代筆 ● 家庭菜園 等

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529、地域包括支援センター（表紙裏参照）

はいかい高齢者等家族支援サービス

徘徊行動のある方に対し、行方不明等の事故を未然に防止するための位置情報検索サービスの利用支援を行います。

対象者 おおむね 65 歳以上の認知症高齢者（若年性認知症の方を含む）、知的障害者、精神障害者

助成内容 位置情報検索サービスの利用支援

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

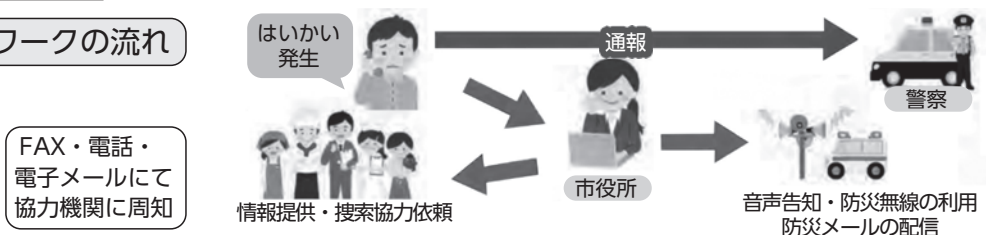
はいかい高齢者等安心ネットワーク

より早く行方不明者を発見するための関係機関によるネットワークです。徘徊のおそれのある高齢者等の顔写真や身体的特徴等をあらかじめ市に登録し、行方不明時に協力団体に情報を提供して協力をお願いしています。

対象者 徘徊するおそれのある高齢者等

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

ネットワークの流れ



シルバー用具の給付

身体的に障害があるため必要と認められる方に対し、日常生活の便宜を図るため必要な用具を給付します。

ただし、介護保険法による福祉用具購入費の支給の適用となる場合を除きます。

対象者 在宅のおおむね 65 歳以上の高齢者で、身体的に障害があるため用具が必要と認められる方（ケガ等で一時的に必要な場合は対象外）

機器の種類 給付：歩行支援用具（歩行器）・入浴補助用具（シャワーチェア等）
生活安全用具（電磁調理器等）

※要介護認定を受けている人、受けていない人によって、給付の内容が異なりますのでお問い合わせください。

費用の負担 介護保険料の段階に応じて負担額が決まります。

利用世帯の階層区分	利用者負担
介護保険料 第 1 段階に該当する方	0 円
介護保険料 第 2・3 段階に該当する方	購入経費の 10%
介護保険料 第 4・5 段階に該当する方	購入経費の 30%
介護保険料 第 6～9 段階に該当する方	購入経費の 50%
介護保険料 第 10～12 段階に該当する方	購入経費の全額

※利用者負担額において、100 円未満の端数が生じたときは切り捨てる

※支給限度額：10 万円／年

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

雪かきボランティア

白山ろく地域にお住まいで除雪が困難な世帯（高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯）への雪かきを行います。（屋根雪下ろしは行いません）

- 自宅玄関から生活道路までの雪かき
- 対象世帯周辺の除雪車の入れない生活道路の雪かき

問い合わせ 白山市社会福祉協議会・白山市市民活動・ボランティアセンター ☎ 276-3729
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

雪害対策支援

屋根融雪化等促進事業

持ち家の屋根融雪・ロードヒーティングを設置する経費に補助金を交付します。

対象者 河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰地域に居住する 65 歳以上の高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方

交付条件 屋根融雪設置に係る費用は石川県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金を借り入れしてください。

交付限度額 50 万円
※ただし、ロードヒーティングは生計中心者の所得税額に応じて 0 % ～ 50%

要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業

労力的かつ経済的に自力での屋根雪下ろしが困難な要援護世帯に対して、屋根雪下ろし等に要する経費を支援することにより、雪害からの人的被害防止を図ります。

対象世帯 本市に住所を有し、現に居住している 65 歳以上の高齢者のみ世帯または身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級、療育手帳 A または精神保健福祉手帳 1 級の者が属する世帯（18 歳以上 65 歳未満の当該障害者以外の健常者の同居世帯を除く）、または母子世帯で次の要件にすべてあてはまる世帯

- 市民税非課税世帯
- 64 歳以下の子のない世帯またはそれらからの支援が受けられない世帯

支援金 1 回当たり 6 万円を限度とします。

支援回数 1 冬期間 3 回

屋根雪下ろし業者団体等の紹介

多雪時に、ひとり暮らし高齢者など、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介します。その後、希望者と担当業者で直接打ち合わせの上、実施していただきます。

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

家族支援サービス

寝具乾燥消毒サービス

寝たきりの高齢者の方等が使っている掛布団、敷布団、毛布を丸洗い、乾燥、消毒して、より気持ち良く生活できるようにします。

対 象 者	在宅の 65 歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注 1)以上の方
利 用 回 数	3 か月ごとに 1 回 (年 4 回以内)
利 用 料	500 円/回 (生活保護受給世帯 無料)
利 用 方 法	利用の際に指定業者に助成券 1 枚と利用料 500 円を渡してください。
問 い 合 せ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

理髪サービス

寝たきりのため、理美容店へ出向くことができない高齢者の方の自宅まで理容師、美容師が訪問して整髪、顔そりを行います。

対 象 者	在宅の 65 歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注 1)以上の方
利 用 回 数	3 か月ごとに 1 回 (年 4 回以内)
利 用 料	500 円/回 (生活保護受給世帯 無料)
利 用 方 法	利用の際に指定の理美容師に助成券 1 枚と利用料 500 円を渡してください。
問 い 合 せ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

(注 1) ランク B : 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中でもベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

外出支援サービス

車いす等利用者外出支援事業 (車いす・ストレッチャー用タクシー券助成)

車いすを利用する高齢者や寝たきり高齢者の方等が、自宅と医療機関や介護予防・生きがい活動を提供する場所の往復時に、移送用車輦対応のタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成することにより、外出の機会を支援し、閉じこもりを防止するとともに社会参加の促進を図ります。

対 象 者	在宅の 65 歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注 1)以上の方または身体障害者 1、2 級の方で障害者福祉タクシー助成券を利用することが困難な方 ※ただし、自分で運転可能な方は除きます。
-------	---

利用対象車輦	● 車いす用リフト付車輦 ● ストレッチャー装着ワゴン車
--------	-----------------------------------

支 給 枚 数	1 か月につき 4 枚
---------	-------------

助 成 額	助成券 1 枚あたり 1,000 円を限度
-------	-----------------------

利 用 方 法	乗車 1 回につき、助成券 1 枚と差額のタクシー料金を指定業者の運転手にお支払いください。
---------	--

(注 1) ランク B : 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中でもベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

要援護高齢者外出支援事業（要援護高齢者タクシー券助成）

通常の交通機関での外出が困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と保健福祉の向上を図ります。

対象者	在宅の65歳以上の高齢者で、次の要件すべてにあてはまる方 ● 要介護認定1以上で、自立での移動が困難な方 ● 同一世帯全員が市民税非課税の方 ● 本人、家族が運転免許の交付を受けておらず、自家用車を保有していない方
支給枚数	1か月につき3枚
助成額	助成券1枚あたり小型車初乗り運賃相当額
利用方法	乗車1回につき、助成券1枚と差額のタクシー料金を指定業者の運転手にお支払いください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

紙おむつ購入助成

紙おむつの購入にかかる費用の一部を助成する助成券を支給します。

対象者	在宅で生活される40歳以上の方で、要介護認定3以上の方
利用対象品	大人用紙おむつ、大人用紙パンツ、尿取りパット
支給枚数	1か月につき4枚
助成額	助成券1枚あたり1,000円
利用方法	購入の際に指定業者に助成券を渡してください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

在宅支援型住宅リフォーム

高齢者の方が家の中で快適で、安全に過ごせるように住宅を改修する場合の助成制度です。

対象者	次の条件すべてにあてはまる方 ①白山市内に住所を有していること。 ②介護保険制度の要支援認定、または要介護認定を受けていること。 ③市民税非課税世帯、または生活保護受給世帯であること。											
対象となる工事	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え。											
助成限度	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>対象経費の助成率</th><th>助成限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護受給世帯</td><td>100%</td><td>100万円</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>90%</td><td>100万円</td></tr></tbody></table>	区分	対象経費の助成率	助成限度額	生活保護受給世帯	100%	100万円	市民税非課税世帯	90%	100万円		
区分	対象経費の助成率	助成限度額										
生活保護受給世帯	100%	100万円										
市民税非課税世帯	90%	100万円										
	※ただし、介護保険法からの支給額（過去に支給された額を含む）を控除します。											
改修工事回数	1戸につき1回限りです。											
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529											